

ライフジャケット 貸出要領

1 目的

秋田県内の各学校（園・所）及び団体が、プールや海、川などでの活動を実施する際、参加する子どもたちが安全に楽しく活動できるよう、秋田県教育委員会が所有する子ども用ライフジャケット（以下「物品」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

2 物品の所有者及び貸出機関

物品の所有者は秋田県教育委員会とする。貸出機関は次の各教育機関等とし、物品の貸出・返却事務を行う。

- ・ 県北地区：県立大館少年自然の家、あきた白神体験センター
- ・ 中央地区：県立岩城少年自然の家
- ・ 県南地区：県立保呂羽山少年自然の家

3 貸出物品

貸出物品は、次のとおりとする。

- ・ 子ども用ライフジャケット

4 貸出対象及び物品の使用目的

（1）貸出対象

- ・ 県内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校 等
- ・ 幼児、児童生徒を引率・監督する県内の団体

（2）物品の使用目的

物品の使用目的は、次のいずれかに該当すること。（ただし、小型船舶に乗船する場合を除く。）

- ア 幼児、児童生徒に対し、県内のプールや海、川などでライフジャケットを着用させ、安全に活動させるため。
- イ 幼児、児童生徒に対し、プールや海、川などでのライフジャケット着用の重要性を教える安全教室などで使用するため。（ただし、県内で実施する場合に限る。）

5 貸出方法

- （1）物品の貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、実際に貸出物品の受け取りを希望する一週間前までに、貸出機関に対し、電話で貸出の仮予約を行う。仮予約受付後、貸出申請書（申請様式又は各貸出機関の様式）を貸出機関に提出するものとする。
- （2）貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときに除き、貸出希望者に対して物品を貸し出すものとする。なお、同一時期に

複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

ア 物品の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

イ 法令又は公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。

ウ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与え、または与える活動に使用するおそれのあるとき。

エ 物品を営利目的で使用するおそれのあるとき。

オ その他、貸出機関が物品の貸出について不相当であると認めるとき。

(3) 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から物品を直接受け取ることを原則とする。また、使用後は責任を持って速やかに貸出機関へ返却するものとする。貸出及び返却は、平日9時から15時までの間に行う。

(4) 貸出機関は借受者に対して、申請書の写しを渡し、使用方法及び使用に関する留意事項の説明を行うものとする。

(5) 貸出に伴う搬出及び搬入は、借受者が行うものとする。

6 貸出期間

貸出期間は、貸出機関との協議によるものとする。原則として1週間以内とする。

7 貸出料

貸出料は、無料とする。

8 損害賠償

借受者の故意または不注意等により物品を破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

9 貸出機関等の責任

物品の使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わないものとする。

10 その他

(1) 借受者は物品の使用について、別添の「ライフジャケット使用に関する留意事項」により取り扱わなければならない。

(2) その他の事項については、貸出機関と協議すること。

11 施行期間

この要領は、令和5年6月5日から施行する。

別添 ライフジャケット使用に関する留意事項

- 1 借受者は、物品を使用する際は正しく装着するとともに、活動中の安全管理に十分な配慮を行うこと。
- 2 物品の使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対して、秋田県教育委員会（貸出機関）は一切その責任を負わない。
- 3 使用中に物品が破損した場合は、その使用を取り止め、速やかに秋田県教育委員会（貸出機関）あて報告を行うこと。物品の破損、紛失等については、借受者がその責任を負うこと。
- 4 使用終了後は、次の作業を行うこと。
 - （1）物品を洗淨して汚れを落とし、十分に乾燥させた上で、返却すること。
 - （2）物品の数や異常の有無を確認した上で、返却すること。
- 5 借受者は、第三者に転貸しないこと。